

令和 7 年度第 1 回
立川市介護保険運営協議会会議録

令和 7 年 5 月 2 6 日（月）

立川市保健医療部介護保険課

■ 日 時：令和7年5月26日（月曜日）午後2時00分～4時00分

■ 場 所：立川市役所3階 302会議室

■ 出席者：（敬称略）〔 ◎会長、○副会長 〕

○ りは職人でい	南雲 健吾
社会福祉法人立川市社会福祉協議会	山本 繁樹
立川市民生委員・児童委員協議会 副会長	河野 はるみ
東京都多摩立川保健所	鈴木 晶子
至誠ホームアウリンコ	吉上 恵子
老援団幸町居宅介護支援事業所	峰岸 康一
立川訪問看護ステーションこころ	葛生 貴明
公募市民（第1号被保険者）	齊藤 千枝子
公募市民（第1号被保険者）	西村 徳雄
公募市民（第1号被保険者）	三浦 康浩
公募市民（第2号被保険者）	石川 恭子
公募市民（第2号被保険者）	宮本 直樹
公募市民（第2号被保険者）	吉田 愛

欠席者：◎日本社会事業大学 教授

弁護士	下垣 光
東京税理士会立川支部	岡垣 豊
一般社団法人立川市医師会	有馬 達也
	富上 雅好

〔 職員 〕

介護保険課長	横田 昌彦
介護保険課介護給付係長	杉浦 由樹
介護保険課運営指導係長	小林 直岐
介護保険課事業者係長	園部 護
介護保険課介護保険料係長	久保島 力
介護保険課介護認定係長	名越 康行
介護給付係	川崎 雅仁
介護給付係	亀岡 由奈
高齢政策課業務係長	高水 万理
高齢政策課介護予防推進係長	沖本 弘毅
高齢政策課在宅支援係長	石垣 裕美

■ 傍聴者： なし

令和7年度

第1回 立川市介護保険運営協議会

議 事 次 第

開会

- 1 保健医療部長あいさつ
- 2 委員辞職に伴う新委員への辞令交付【資料1】
- 3 市の組織および職員の紹介【資料2】

4 議題

- (1) 第10次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について【資料3】 【資料4】

5 報告事項

- (1) 立川市の介護保険の状況について【資料5】
- (2) 地域密着型サービス調査検討会での協議内容について【資料6-1、6-2】
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業所「花物語たちかわ北」（2ユニット化整備）の開設について【資料7】
- (4) 至誠特別養護老人ホームの定員変更について【資料8】
- (5) 地域密着型サービス事業所等の開設・廃止について【資料9】
- (6) 令和7年度のスケジュールについて【資料10】

6 その他

事務局からの連絡等

〔配布資料〕 ※は当日配布

※【資料1】立川市介護保険運営協議会委員名簿

○【資料2】組織・介護保険運営協議会担当職員名簿

○【資料3】第10次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の事前調査について

○【資料4】第10次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画スケジュール（案）

○【資料5】立川市の介護保険

※【資料6-1】令和7年度地域密着型サービス事業所の公募について

※【資料6-2】小規模多機能型居宅介護「小規模多機能あけぼのさん家」のサテライト型事業所の開設について

○【資料7】認知症対応型共同生活介護事業所「花物語たちかわ北」（2ユニット化整備）の開設について

○【資料8】至誠特別養護老人ホームの定員変更について

○【資料9】地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の開設・廃止について

○【資料10】令和7年度介護保険運営協議会の開催スケジュール（案）

午後2時00分 開会

○介護保険課長 令和7年度第1回立川市介護保険運営協議会を開催する。

本日は下垣会長が欠席のため、副会長よりよろしくお願い申し上げます。

○副会長 それでは、令和7年度第1回の介護保険運営協議会、下垣会長の代わりに私が進行させていただきます。なお、本日は下垣会長、富上委員、有馬委員、岡垣委員から欠席のご連絡を受けている。では、初めに事務局からお願い申し上げます。

【1. 保健医療部長あいさつ（欠席）】

○介護保険課長 私は昨年までは保険年金課を担当しており、この4月1日付で介護保険課長を拝命した。介護保険課は約12年ぶりの復帰となるが、介護保険運営協議会において委員の皆様より貴重なご意見をいただきながら介護保険事業に取り組んでまいりたい。どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、保健医療部長も浅見から渡貫に替わったが、本日は議会对応のため欠席となっている。

○副会長 続いて、新委員への辞令交付について願います。

【2. 委員辞職に伴う新委員への辞令交付】

○介護保険課長 では、本日机上配付した資料1をご覧ください。

こちらは、運営協議会の委員名簿である。橋本雅美委員だが、4月末日付で人事異動により辞職された。橋本委員は、東京都多摩立川保健所を代表して委員に就任していたため、同会に後任の方の推薦依頼をし、鈴木晶子様のご推薦をいただいたので、これから委員としてよろしくお願い申し上げます。

それでは、辞令を交付するのでご起立願いたい。

鈴木晶子様。立川市介護保険運営協議会委員を任命する。令和7年5月1日。立川市長、酒井大史。よろしくお願い申し上げます。

それでは、鈴木委員より一言ご挨拶をお願いしたい。

○鈴木委員 私がいる部署は、精神疾患の対応や難病患者の療養支援を中心にしており、隣の係では感染症対応をしているため、幅広く皆様と関わることになると思っている。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副会長 それでは、継続の委員の方もお名前とご職業程度でいいので、自己紹介をお願いしたい。

（各委員より自己紹介）

○副会長 それでは、事務局よりよろしくお願い申し上げます。

○介護給付係長 お手元の資料の確認をさせていただく。事前に送付した資料のほか、本日の配付で5枚置かせていただいている。まず、事前配付資料の差し替えということで、議事次第と資料2を新たに2点置かせていただいた。また、当日の配付資料とし

て、資料1と、資料6－1、資料6－2の3点がある。本日の資料は議事次第と資料1から資料10までであるので、ご確認いただければと思う。

○副会長 次に、市の組織及び職員の紹介について、事務局からお願いしたい。

【3. 市の組織および職員の紹介】

○介護保険課長 市の組織改正及び事務局職員の紹介をさせていただく。資料の2をご覧ください。

組織改正について、令和6年度からは保健医療部という名称で4つの課から構成されていたが、この中で高齢福祉課の名称が令和7年度より高齢政策課に変更した。また、健康推進課の所管の業務だが、母子部門が令和7年度より子ども家庭部へ移管した。最後に、介護保険課は、新たに市内の地域密着型サービス事業所等の指導を行う運営指導係を令和7年度より新設した。以上が組織改正の内容である。

次に、事務方の職員紹介について、保健医療部長と介護保険課長は先ほどご紹介させていただいたとおり、渡貫と横田に変更となっている。また、高齢政策課長は今年度も引き続き村上だが、本日は議会对応のため欠席となっている。それ以外の係長、係員については、人事異動で替わっている職員、継続の職員がいるため、1人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたい。

(事務局より自己紹介)

○副会長 それでは、次第に従い、議題1、第10次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について、事務局から説明をお願いします。

【4. 議題(1) 第10次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について】

○介護給付係長 資料は3と4になるが、まず資料3から説明させていただく。

こちらは、第10次、第10期の計画の事前調査、いわゆるアンケート調査の実施についてである。

まず、アンケート調査の概要について、次期計画策定の基礎資料ということで、高齢者、家族、事業者の状況やニーズを把握するために行う。前回と同様、アンケート調査と計画の策定の支援ということで、実績のある事業者に委託して事業を進める予定である。委託事業者については、令和7年度、8年度の2年契約ということで、入札して選定する。先週5月21日に入札が終わり、現在契約課で契約の途中になっている。次回の8月の協議会のときには事業者をお知らせできると思っている。

アンケートの調査時期は、令和7年11月から12月を前回同様予定している。

アンケートの調査対象は、3つのアンケートがあり、1つが要介護者を除く65歳以上の高齢者のアンケートで、3,000人程度を予定している。国で示している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というものがあり、国から示された項目を含む形で行う予定。

2つ目は、対象が要介護者とその家族で1,500人程度を予定している。こちらも国が示す在宅介護実態調査の項目を含む形で行う。

そのほか、3つ目で介護サービス事業者約300事業者に対してアンケートを行う予定。

調査方法は、無作為に抽出した形で行う。郵便で調査票を紙ベースでも送り、回答方法は、返信用の封筒を同封しているので、紙による回答、またはウェブでの回答もする予定である。

続いて、調査内容について、前回の計画のアンケートの内容や国からの通知を踏まえた上で調査を行う。現在、国からは明確にアンケートの内容は示されていないが、昨年11月時点での通知によると、第9期から大きな変更予定はないとのこと。今年の夏頃に、アンケート調査に関する市の説明会を実施する予定なので、その内容が分かり次第お知らせしたい。

この調査のスケジュールについては、7の表のとおりになっている。11月の調査実施までに、8月の第2回の協議会、10月の第3回の協議会があるので、そこで内容を確認していただきたい。アンケート回収後、集計がおおよそ来年1月頃までかかり、3月に報告書を完成させる予定。第4回の協議会が3月にあるので、そこで結果の概要をお知らせできればと思っている。

事前調査についての説明は以上となり、続いて資料4をご覧いただきたい。

こちらは、計画策定の現時点でのスケジュールの案である。上段のところが各種会議の予定であり、真ん中から下は計画策定のスケジュールになっている。まず、会議関係について、市議会では報告を4回予定している。あとは市の政策調整会議、庁議に議会前に諮る予定である。皆様に関係が強いところでは、介護保険の運営協議会で、この会議が今年度は4回の開催の予定で、令和8年度は6回の予定で計画している。そのほか来年度、介護保険運営協議会の内部組織である計画策定等調査検討会を立ち上げる予定で、6回の開催の予定である。それに併せて、庁内の計画の検討会、高齢者福祉介護計画策定連絡会も設置する予定である。これらの会議のほか、高齢政策課で所管している地域包括支援センター運営協議会や、在宅医療・介護連携推進協議会でも随時ご意見を聞きながら進めていく。

次に大まかなスケジュールについて、委託契約の手続きの後、委託契約の事業所とアンケートの内容を詰める。アンケートの関係は資料3で説明したとおりになる。その後、令和7年9月議会で計画策定のスケジュールを報告する予定で、その後は来年、9月議会で骨子案の作成、令和8年12月の議会で計画素案の報告と、パブリックコメントを実施するという報告。令和9年の1月にパブリックコメントを実施。その後、令和9年2月にこの会議から答申をいただき、令和9年3月に計画原案を議会に報告する予定。令和9年度から計画がスタートという形でスケジュールを組んでいる。あくまで現時点の案なので、見直しなどがあったら随時共有しながら進めていきたいと

思っている。

また現在、国も次期計画に向けた検討をしている。今日は資料はないが、5月19日に社会保障審議会介護保険部会が開催されており、今次期計画を検討しているところ。この会議については、今年1月に別の会議が立ち上げられており、2040年に向けたサービス提供体制等の在り方検討会での議論を報告して、現在介護保険部会に投げられたところになっている。現在まだ、たたき台で、いろんな意見が集まっている段階なので、ある程度情報がまとまったら皆様に情報提供したい。

○副会長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いしたい。9期をつくったと思ったら、もう10期の話が目の前に来ているということである。

○A委員 これは質問というよりお願いだが、事前調査の報告書を作るときには、各項目別に、可能な限りクロス集計をやっていただいたほうが実態を反映できると思う。

○介護給付係長 クロス集計はできる限りやりたいと思っている。現在の計画のアンケートの中でもやっていたところである。

○副会長 よろしくをお願いしたい。介護保険も、地域福祉や高齢福祉もいろいろと変わっている部分があるので、併せて研究いただければと思う。

続いて報告1の、立川市の介護保険の状況について、事務局から説明をお願いしたい。

【5. 報告事項(1) 立川市の介護保険の状況について】

○介護保険課長 前半は私から、後半は高齢政策課から説明をさせていただく。

資料5の1ページ目をご覧ください。

まず、1の立川市の人口について、4月1日付での人口となる。令和7年が18万6,641人、令和6年が18万5,737人ということで、人口は904人増えている。このうち65歳以上の人数は58人の増となっている。内訳は、75歳以上は796人の増で、65歳から74歳は逆に738人の減となっており、差引き58人の増ということで、やはり後期高齢者の人数が増えているという状況。

次に、2の要介護（要支援）認定者数について、令和7年1月末の人数が9,425人で、前年同時期の9,191人と比較すると234人の増となっている。

続いて、3-1の認定件数は、自治体に認定申請が出された後に認定結果を出した件数である。令和6年4月から令和7年3月までの新規、更新、変更を合わせた合計は7,251件となっており、一昨年からは140件少ない。減少した理由としては、新規申請と変更申請は増えている一方、新型コロナウイルス対応として認定調査を省略していた更新の方について、令和5年度にその延長措置を解除し、基本的に全ての方に対して認定調査を行ったことにより、令和6年度は一定数が更新の時期とならず、結果として認定件数が減少したものと考えている。

では、2ページをご覧ください。

要介護（要支援）認定者数の比較等について、市と都と全国の数字を比較している。高齢化率は、令和7年の立川市は24.3%、東京都が22.3%、全国は29.0%ということで、立川市は全国と比べると4.7ポイントほど低くなっているが、東京都と比べると2ポイントほど高い状況となっている。後期高齢化率は、立川市14.3%、東京都13%、全国16.7%ということで、立川市は全国と比べて2.4ポイントほど下回っているが、東京都よりも1.3ポイントほど高くなっている状況。

2の要介護（要支援）認定者数は、認定者総数に占める85歳以上の割合が、立川市では52.1%、東京都では55.5%、全国では55.8%ということで、立川市は東京都、全国ともに3.5ポイントほど下回っている。

3の介護保険認定率では、立川市の認定率20.3%は、全国の19.7%よりは高いが、東京都の20.9%よりも低い状況である。

続いて、3ページをご覧ください。

介護保険サービスの受給者数について、1の居宅介護（介護予防）サービス受給者数は令和6年11月に居宅サービスを利用した人数であり、要支援1から要介護5までを合計した人数は5,654人。前年同時期の5,451人と比較すると203人増えている。

また、地域密着型（介護予防）サービスは、同じく11月に1,134人の方がサービスを利用しているが、前年の利用者は1,103人であり、31人の増となっている。

施設介護サービス受給者数については、令和6年11月の利用者数は1,340人で、前年が1,273人ということで、67人の増となっている。このうち特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設は前年と比べて40人の増となっており、介護老人保健施設は5人の増となっている。

4ページの介護保険サービス別受給者数をご覧ください。まず、居宅介護（介護予防）サービス受給者数について、全体としてサービスの利用者数は前年同時期と比べて増えており、その中で訪問介護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護などが前年比105%ほどとなっている一方、短期入所生活介護、短期入所療養介護などは前年よりも利用者数が若干減少している状況である。

次に、2の地域密着型（介護予防）サービス受給者数について、大きな増減はないが、認知症対応型共同生活介護が前年比117%、看護小規模多機能型居宅介護は前年比175%となっており、看護小規模多機能型居宅介護については、昨年6月に新規に1件施設が整備されたことから利用者数が増えているものと考えている。

3の施設介護サービスについては先ほど説明したので省略する。

次に、5ページをご覧ください。

市内特別養護老人ホーム入所申込者数の状況について。令和6年10月1日現在、立川市内に所在する特別養護老人ホームに入所申込みを行っている立川市の被保険者数は173人。令和6年10月1日現在は168人だったので、5名増えている。

入所申込者数の推移をご覧くださいと、平成24年から右肩下がりに緩やかに減少傾向を示しているといった状況となっている。

○副会長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いしたいと思うがいかがか。

○B委員 まず、1ページ目の認定件数について、要介護認定のスピードが課題になっているというのは全国的な課題だが、立川市の認定審査の今の状況やスピードがどれぐらいなのか教えていただきたい。

さらに、厚生労働省から令和6年5月31日付の事務連絡で、「がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について」という通知が出ている。例えば横浜市等は、市内の地域支援センターや居宅介護支援事業所、地域密着等の老人福祉施設、介護保険施設にこの通知の周知をしているが、立川市では、周知や、がん等の方への迅速な要介護認定に向けてどういう状況かご教示願いたい。

○介護認定係長 まず1点目は、介護認定の審査会のスピード感ということだが、立川市では申請を受け付けてから結果が出るまでおおよそ平均で40日ぐらいかかっているのが現状である。今は全国的にも約40日かかっているということで、立川市も全国平均とほぼ同じ形になっている。国で40日、法定では30日ということで決められており、速やかに審査をするようにという通知を受けているため、立川市でも引き続きその短縮に向けて進めている。

2点目のがんの方への審査に関わることのご質問について。介護保険の認定が出てから、通常はケアマネジャー等に状況をお伝えするのだが、がんの方に関しては、途中である1次判定が出た段階で知らせ、速やかにサービスにつながるように情報を提供するように変更した。これが1つ目の変更点。

2つ目としては、速やかに結果を出すということで、介護認定審査会にかけることについて、従前は、急ぐ場合は追加案件を2件で行っていたが、医師会の方等ともご協力をいただき3件に変更した。1日の介護認定審査会の追加件数を1件増やして3件にすることによって、認定の結果を出すスピードを早くする取組をしている。がんの方に対する1次判定についてお知らせするということは、昨年度、関係者の方に通知で知らせた。

○B委員 詳細にお答えいただき感謝申し上げます。ケアマネジャーや事業所の方、施設の担当者は、毎年周知をしないと忘れてしまうこともあるので、横浜市のように周知をしていただけたらと思う。この通知の内容をあまり知らない方も多いと思うので、特に相談の窓口であるケアマネジャーや包括、施設の相談員、関係者等へ、改めて周知をしていただけたらと思う。

在宅で看取りをしたいという方も増えている。訪問看護や訪問診療を受けるのと併せて福祉用具のベッド等のサービスも迅速に行い、在宅の看取りができる状況をつくっていく必要が、どこで亡くなるかは意思決定によるけれども、希望する方は在宅で看

取れる状況をつくる必要があると思う。改めてよろしくお願ひしたい。

○C委員 1ページと2ページを見ると、介護保険の認定者数が、2号被保険者を含めて9,425名いるが、3ページのサービス受給者数を足すと9,000人もいない。8,000人ぐらいで1,000人以上誤差が出るが、これはなぜか。認定を受けたけれども、サービスは受けなかったという方がこんなにいるのか。そういう人以外にこの数字の誤差の理由があれば教えていただきたい。

○介護認定係長 認定者数が9,425人で、実際サービスを使っている方が1,000人ぐらい足りないというご指摘について。実際に申請をして認定を受けたが、サービスを使わないという方も一定数おり、その誤差になっているかと思う。よくあるのは、ご入院をされて、病院で介護の認定申請をしたほうがいいと言われて申請をしたが、退院後、状態がよくなって使わないという方もいる。そういう方ばかりではないけれども、一度認定を受けて介護度がついたが、実際そのサービスには至らなかったという方が一定数おり、その誤差になっているかと思う。

○C委員 それであればいいがあまりにも数が多かったので、サービスを使いたかったが使えなかった、介護人材不足で、ということは起きていないか。将来的にそういう時代が来るのではないかと不安があるので、確認のためお尋ねしたい。

○介護保険課長 立川市においては、必要なケアマネや訪問介護の事業者、施設サービスは、他市に比べると比較的充足しているという認識。私は、昨年までは隣の保険年金課にいたが、そういった資源不足で介護のサービスにつなげられないという話は私の耳には入ってきていないので、委員の今の懸念につきましては、そのようなことはないと認識している。

○C委員 感謝申し上げます。

○副会長 全国的には、要介護認定率が立川は高い。全国のほうが高齢者は多いけれども、ゼロではないが申請してもサービスがないという理由がある。東京都内のほうが高齢者が少ないのに認定率が高いというのも、やはりサービスがあるから認定をする、というところにもなってくるのかなと思う。そのあたりの分析も今後していく必要が高い。そのほか意見はいかがか。

○D委員 先ほどB委員からがん末期の方のお話があったが、国立市では、主治医の意見書に末期のがんと先生が記している段階で、要介護4、もしくは5を出すと地域包括支援センターの担当者の方から教えていただいたとか。ほかの自治体でも暗黙の了解なのか分からないが、武蔵村山市も要介護3以上は出すと。ケアマネジャーからすると、申請中に遡って認定が出るであろうということでサービスの調整に入る。その際に、要支援認定、要介護1、2の認定がもし出た時のために、福祉用具の貸与に関しては軽度者に貸していただけるような届出をしなければいけない。それがかなりの業務量になっている。末期のがんと書いた段階で要介護3以上が確定をするのであれば

スムーズに事は流れるが、主治医意見書が保険者に届いてみないと、医師は書くと言っているながら書かれたものには末期の2文字は入っていないこともあると思うので、他市で取り組まれている内容を確認いただき、立川市でも何らかの形でスムーズに流れる体制を取っていただけると現場からはありがたい。

次に、2ページの2番、要介護認定者数の第1号被保険者のところで、要介護1と要介護2について、立川市は要介護1が13.1%、要介護2が7.4%、ほか、要支援、要介護3以上は東京都と全国と開きは多くないが、要介護1が東京都と全国と比べても2ポイント増えていて、逆に要介護2に関しては2ポイント程度低くなっている。何か原因があるのか、むちゃぶりではあるが思いつくことがあれば教えていただきたい。

○介護認定係長 ご指摘のとおり、要介護1は東京都より高いが、私が認定審査会に携わってきた限り、今すぐにはこういう原因をお伝えできないので、状況等を確認する。

○B委員 分かりやすい資料なので追加で質問させていただく。今回は介護保険の状況を教えていただいたので、高齢者福祉計画の進捗状況もいずれかの時点でこの場で共有できたらと思うのでお願いしたい。

それと、先ほどの情報の周知にも関わるが、5ページに市内の特別養護老人ホーム入所申込者数の状況をまとめていただいているが、入所申込者数の推移で、順次減少している状況が見てとれる。先ほどの要介護認定のがん末期の方の対応を市民があまり知らないのと同じように、特養や老健等はどういう方が入所対象で、どういうふうに入所できるのか分かりづらいのが全国的な状況である。私も認知症の義母と同居で8年ずっと介護しており、今回老人ホームの申込みを試みたが、ケアマネジャーを通してとか、どこかを通すということが分かりづらかった。たまたま西多摩特養ガイドというサイトがあり、施設が5万円ずつお金を出し合って分かりやすいサイトを作っているため、ケアマネジャーを頼まなくても検索できた。私の場合は自分で探して申し込めたが、東京都や厚労省のシステムは分かりづらく、ケアマネジャーに聞いてもケアマネジャーによるという状況もある。施設系のサービスがどういうふう利用できるか市民に伝えていく必要というのは、申込者数が減少しているという状況もあるが、周知していく必要性は高まっていると思う。

今の若い人や介護者はネット検索をすると思うが、出てくるのはほとんど有料老人ホームの情報か紹介コーナーである。在宅サービスが充実してきている面もあるが、ネット検索でなかなかたどり着かないという面もあるので、ぜひ、西多摩特養ガイド等を確認いただけたらと思う。立川市単独でなく、医療圏域等でも共同でできるかもしれない。

また、特例で要介護1及び2の方でも下記の理由の場合は入所申込みができるという情報も、知らない市民が多い。ケアマネジャー等でも、ベテランの方は大丈夫だと思うが、事業所によっては情報が行き渡ってなくて利用者に不便をかけている可能性

もあるので、改めてケアマネジャーや関係者、市民への周知が必要になっていると思う。

あと、もう一点だけ。9ページ、(5)番、短期集中サービス(C型)、これは立川市独自の取組として利用されている方がそれぞれいるが、短期集中を利用してその後どうだったのか、短期の筋トレとかで維持されたとか、結果を分かる範囲でご教示願いたい。

○介護保険課長 幾つかご質問いただいたかと思うが、最初のご質問は、6年度からの高齢福祉介護計画の進捗状況ということによろしいか。

○B委員 今すぐどうこうではなく、いずれかの時点で介護保険運協でも高齢者の福祉計画や一般サービス等も含めて進捗情報を共有いただければ、調査やアンケートでいろいろな意見が出せると思う。

○介護給付係長 計画の進捗状況については、これから準備して皆様にお伝えする予定である。また、特養の特例入所は私の係で担当しており、ホームページではお知らせしているが、毎年の周知はしていないので、各事業所の連絡会等で周知できればと思っている。

○介護保険課長 9ページの短期集中サービス(C型)については、高齢部分の説明がこれからなので、そちらを先にさせていただく。

○介護予防推進係長 引き続き総合事業について、かいつまんで説明する。

6ページをご覧いただきたい。1の対象者数、利用者数及び給付状況について、令和6年度の実績については事業費の増加傾向が見られる。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症になり、行動制限がなくなったことから、感染症流行前の水準まで回復しつつあると考えている。訪問型サービス、通所型サービス全体は、前年度比で、特に利用者数は102.8%、事業費は103.8%になっている。

9ページをお開きいただきたい。(5)の短期集中サービス(C型)については、利用者、利用回数共に令和5年度から増加している。介護予防の観点から、筋力を中心とした身体機能の回復は重要な取組であると考えており、引き続きサービスの利用を促進するために周知を図っていく。

10ページをご覧いただきたい。4の地域体操クラブについて、日常圏域ごとに実施し、令和6年度は2つのクラスで自主化してグループとして活動することになった。地域によって既に活動している自主グループの数などの状況が異なるので、地域の特性を踏まえて活動場所を確保し、事業を実施していく。

11ページをお開きいただきたい。5の健康体操応援リーダー等派遣事業については、地域体操クラブから自主化したグループを中心として活動継続支援を実施している。利用するグループが増えた際に申請があったグループの地域や希望時間に合わせてリ

ーダーを派遣できる体制を整えるため、令和6年度、健康体操応援リーダーを新たに6名要請した。総合事業についての説明は以上になる。

○C委員 7ページを見ると、訪問介護の利用者数は減少傾向にあって、8ページを見ると、通所介護の利用者はコロナでぐんと落ちてはいるが、全体的に増加傾向にある、10年前と比較すると。そういうことが非常に分かりやすく表で示されている。高齢者が増えている中で訪問介護が減少している理由について、どのように分析をされているか。訪問型サービスの事業所数も減っているのに、ヘルパーが不足していて利用につながらないということが起きているのかな、くらいしか思いつかないが、何かあれば教えていただきたい。

○介護予防推進係長 確かにおっしゃるようなところはあると思うが、基本的にはやはりコロナの時期にサービスを取りやめてしまって、そのままなかなか戻り切っていないと考えている。軽度の方なので、どうしてもサービスを利用しなければいけないという方ばかりではなく、取りあえずサービスを利用していたという方も一定程度いると考えられる。通所型サービスについては、立川市の場合、半日デイという短時間のデイサービスを設定しているため、その利用もあり、ある程度利用が回復していると考えている。

○B委員 訪問介護の利用者は、コロナの影響とかいろいろな理由があると思うが、もう少し複合的に見ていく必要があると思う。介護給付の給付費の削減ということも前回あったし、事業所のヘルパーさんの高年齢化と不足という大きな社会課題——日本社会全体の課題——でもあるが、訪問介護については、介護人材のことで市としても調査されていると思う。訪問介護の状況や、サービス提供責任者の処遇状況、ヘルパーの状況等は在宅サービスの要の1つなので、詳細に分析して議論をする必要がある。

さらに、5ページの特養について、在宅のサービスにも日本の介護保険制度の複雑さがある。まずはケアマネジャーにたどり着き、契約して相談しながらケアマネジメントを行っていく仕組みなので、要介護認定を受けたけれどサービス利用に至らないという人の背景に、制度の複雑さがあると考えられる。ケアマネジャーにたどり着けるように、包括センター等で相談でき、いろんな媒体を使って介護保険のケアマネジメントをどのように利用していくのかという情報の周知が重要になると思う。

また、5ページに載っている公的な施設の利用方法の周知も、ネット社会になればなるほど重要になっていると思う。

○A委員 介護認定の期間がたった40日というお話だったが、地域包括で私が聞いたら大体2か月かかりますよと言われた。ということは、40日、土・日を除いて5で割ると8なので大体2か月で合うと思ったが、この40日というのは土・日を含んだ日数か。

○介護認定係長 土・日を含んだ日にちである。

○A委員 承知した。

- E委員 訪問看護などの利用者が減っているが、最近ちょっと悲痛な話が聞こえてくるのは、老老介護みたいな場合で、認定も受けたが1割負担が払えないと。だから、利用ができないという話を3つほど耳にしている。ですから、単に利用をしないということではなくて、現在のこの介護保険のお金の問題が高齢者に重くかかっていると思う。うちも最終的には介護の保険をたくさん使わせていただいたが、それはやはり主人の預貯金があったから使えたと思っている。それから、先ほど聞いた末期がんの方は、介護3以上になるのか。
- D委員 自治体によって3だったり4だったり。
- E委員 うちも申請して、介護1ぐらいがもらえればいいほうだと話していたら3が来たのでびっくりした。うちはもうあと1か月って言われた段階だったので、4か月もったけれども、末期がんだったのかと今改めて思った。介護保険、在宅介護、医者、ヘルパー、それぞれの契約をしないと使えないので、高齢者同士だと、手続きが煩雑で大変だと思う。だから、ケアマネのみで何とかできれば、利用する人たちも楽になると思う。
- 副会長 私は事業所を運営しているけれども、書類は増える一方である。ご家族との契約書、重要事項説明書、あと個人情報の同意書、本人だけでなくご家族の個人情報の同意書も取らないといけない。もう少し簡素化していただけるとうれしいと常日頃感じている。市のほうからいかがか。
- 介護給付係長 1割負担が払えない方がいることについて、実際に介護給付係にもそういうご相談がある。まずは生活福祉課で、ということになるが、生活保護にならないような方には、介護保険サービスの利用料負担軽減という事業がある。一定の資産要件等があるが、利用者負担の100%軽減と70%軽減という制度があるので、引き続き周知に努めていきたい。
- E委員 いい情報をいただき感謝申し上げます。
- 在宅支援係長 がん末期で入院している方で介護認定を受けていない方については、地域包括支援センターが医療機関のソーシャルワーカーと相談をしながら手続きを進めていくという状況なので、地域の連携ネットワークも構築してやっていきたい。
- F委員 立川市の高齢者で介護保険を使っているのは、20%から25%ぐらいという計算になるが、逆に言えば多くの方が使っていない。10ページ、11ページに、介護予防事業が書かれているが、単身世帯の高齢者も増えてくるので、孤立しない取組もしていただけたらいいなと思った。
- 副会長 それでは、この議題に関してはここまでとして、続いて6番、報告の(2)地域密着型サービス調査検討会での協議内容について、事務局から説明をお願いしたい。

【5. 報告事項(2) 地域密着型サービス調査検討会での協議内容について】

○事業者係長 地域密着型サービス調査検討会での協議内容は2つ。

まずは、資料の6-1をご覧ください。令和7年度の地域密着型サービス事業所の公募について。第9期介護保険事業計画において、地域密着型サービスの中で、看護小規模多機能型居宅介護について、未整備地区に1か所整備していくので、令和7年度においても事業者公募と選定作業を行い、サービス基盤の整備に取り組んでいく。

事業者公募のスケジュールについては、1をご覧ください。施設整備の補助金の内容が2番に記載させていただいている。市内の看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況は3に示しており、市内では2か所の事業所が現在整備されている。

あと、裏面については参考であるが、日常生活圏域区分図となっている。こちらの内容については、先日行われた地域密着型サービス調査検討会において各委員から承認されている事案となっている。

○副会長 この件について、皆様からのご質問があればお願いしたい。

前回、多摩市に持っていかれたという記憶があるが、地域単価が今後変わっていく可能性もあり、自治体のどこに造るかというのは事業者によっても戦略があると思う。地域単価は変わるというイメージでよろしいか。

○介護給付係長 まだ完全に変わるという通知等は来ていない段階である。前回の2月の運営協議会で資料を出させていただいたが、地域区分が変わるので、次期計画あたりでは変わってくるのではないかと考えられる。

○副会長 立川でやっていただけることを期待して進めていただければと思う。

では、続いて報告の(3)。認知症対応型共同生活介護事業所「花物語たちかわ北」(2ユニット化整備)の開設について、事務局のほうからお願いしたい。

○事業者係長 (2)がもう一つあったため、資料6-2をご覧ください。

「小規模多機能あけぼのさん家」のサテライト型事業所開設についての内容である。運営法人は社会福祉法人三多摩福祉会で、事業所は小規模多機能あけぼのさん家。2番の(1)で、令和7年3月時点での利用者の介護認定状況となっており、(2)では事業所の職員体制となっている。3番で、サテライト型事業所は、現在のデイサービスえがおの家の跡地に開設する計画となっている。

下の表は、今後3年間の利用者見込みについて、事業所、本体と出張所、サテライト型事業所について記載させていただいたものである。

あと、裏面は参考までに、事業所本体とサテライト型事業所の位置関係を示したマップである。こちらの内容についても、地域密着型サービス調査検討会において承認されている内容となっている。

○G委員 私の周りは高齢者がもうほとんどだが、介護認定を受けられるような人も受けないで、寝たきりになっている人もいる。やはりそれは、認定やいろいろな手続きが必要で、面倒くさいからいいやと諦めている人もいる。せつかくの制度だからそれは

利用したほうがいいですよって勧めているが、やはりケアマネジャーを通してしなければならぬから、それがまた面倒な話で、コンディションを損なうような状況であるからという相談を受けることもある。

私もなるべくサポートして、包括支援センターに電話して、そこで詳しいことを聞いて、それがケアマネジャーに伝わるという流れでいいか。

○副会長 私が答えればいいのかあれだが、いまのお話でよろしいかと思う。自助で頑張ってもらって部分と、互助でGさんのような方や近所の方が支え合い、そこから介護保険という共助につないでいく流れである。包括もあるし、民生委員もあるし、直接ケアマネジャーという方法もあるし、市の窓口もある。窓口がたくさんあるということがすごく大事だなと思うので、知っているところに相談して、つながっていけば支援がうまくいくのではないかなと思うので、今、Gさんがおっしゃっていた流れで非常にいいかと思う。

○G委員 高齢者は、やはり独り暮らしの人が多し。そうしたら、誰にその現状を話して、手続きをしたり、それはやはり地域の包括支援センターでいいか。

○副会長 それが一番スムーズだと思う。

○G委員 そこに電話してみたらとアドバイスしているけれども、面倒くさい感じで、じゃしてあげましょうかっておせっかいもできない。なるべくサポートしているが、公的支援を受けるのは面倒な手続きかもしれない。私はここに来て、学んだことを報告して、それで使ってみようとしたらね、私だったらもう要介護3ぐらいでもいいなと思うときもある。しかし、ケアマネジャーが来たときは、あなたは要支援にもなりません。公的な人が来るとしゃきっとするし。E委員さん、私はそういう存在すら分からない。この間の新聞で（民生委員が）出ていた。広報たちかわにも。けれど、地域の誰が担当なのかも分からない。どうやって把握したらよいか。

○E委員 皆さんが住んでいるそばに必ず民生委員がいる。自分のところが分からない場合は、役所に聞いて、何丁目の何番地に住んでいるが、私の担当の民生委員は誰かと聞けばすぐにお返事が来る。民生委員にもこういう方から問合せがありましたというのが来るので、ご本人へお電話するようなシステムになっている。

○G委員 何かあった場合でないと駄目か。

○E委員 そんなことない。何か起きていなくても、どこに言えばいいか分からないことでも、民生委員に聞けばどこかにつないでくれる。最近ではコロナで、民生委員のほうから積極的に行くということが難しかったが、住民の方から要望があれば飛んで行く。立川に150名近くいる、民生委員が。

○G委員 私のところの担当者が誰か分からない。

○E委員 市役所に聞けばすぐ分かる。

○G委員 お会いしたことはない。私も高齢で、お会いしたこともないし、担当者が誰で

あるかも分からない。だから、いざというときに重要な身近な存在なのにもったいないなと思っていた。

○E委員 150名ぐらいいますから利用するべき。役所でもすぐ分かる。

○G委員 敷居が高いからいいやって感じで、それなりに生活している。やはり生活に不自由を感じている。そういう民生委員にお会いしたこともない。地区の民生委員さんは誰ですかって聞くのは市役所か。

○E委員 市役所に聞けば今でもすぐ分かる。

○G委員 じゃ何もなければ……

○副会長 G委員、また、時間もあるので……

○G委員 何もなければ訪問しないということか。

○副会長 はい。申し訳ないが。

○E委員 後でGさんにお話する。

○G委員 その方もね、民生委員さんの包括支援センターに連絡をして。

○E委員 包括支援センターでつながればすぐ分かる。民生委員について、全部包括は知っている。

○G委員 だから、そこに連絡したら何か面倒くさそうな……。

○E委員 そんなことない。

○G委員 包括支援センター、何か親切じゃなかったからいいって感じで。私が代わりに折々に訪問して状況を把握している状況。100年時代だから、せっかく重要なポストを担っているから、私のようなね、何もそうですね。的確なアドバイスもらえればそれでいいんですよという感じですから、またそういうね。

○B委員 とても重要な課題提起で、今後の課題は、75歳以上、まして85歳以上の独り暮らしの独居の方が増えていくので、情報をいかに届けるかというのはとても重要な地域ケアの課題になっている。孤立の防止とか、つながりをつくっていくという課題提起があった。民生委員は市役所地域福祉課に連絡して確認してくださいとか、包括センターだったら広報に載ったりユーチューブに載ったりホームページに載ったり、いろいろな努力しなければいけない。情報を独り暮らしの高齢の方に届けていく、もしくはケアをしている方たちに届けていくということも重要になっていくので、これは大きな運営協議会のテーマかなと思う。

○副会長 それでは続いて、報告（3）をよろしくお願い申し上げます。

【5. 報告事項(3) 認知症対応型共同生活介護事業所「花物語たちかわ北」（2ユニット化整備）の開設について】

○事業者係長 資料7をご覧ください。

認知症対応型共同生活介護事業所「花物語たちかわ北」（2ユニット化整備）の開設

について。令和6年度の介護保険運営協議会で何度か報告をさせていただいたが、令和6年度内に増床に伴う工事が完了し、令和7年5月1日に2ユニット化として開設された。

○B委員 この新しいところは生活保護受給の方も利用できる状況か。

○事業者係長 生活保護の方も対象となっている。

○副会長 承知した。それでは続いて報告の(4)の、至誠特別養護老人ホームの定員変更について、事務局から説明をお願いします。

【5. 報告事項(4) 至誠特別養護老人ホームの定員変更について】

○事業者係長 資料8をご覧ください。至誠特別養護老人ホームの定員変更についての資料である。まず、運営法人は社会福祉法人至誠学舎立川、事業所が至誠特別養護老人ホームとなっている。

2番で職員体制について、これは令和7年4月1日現在の体制である。

3番で利用者の状況というところで、令和7年4月1日時点の利用者の状況となっているので、ご確認いただければと思う。

4番が、至誠特別養護老人ホームのこれまでの経緯である。平成29年4月に特養で96名に減員となっている。平成29年12月から平成30年8月に大規模改修工事が実施されており、その工事の影響もあり、医療棟3階にある10床が利用できない状況となり、それ以降稼働していない状況。

裏面の5番の定員の変更について、96名から86名の10名の減員という形となる。定員が変更になる理由は、(1)から(3)に書かれているが、施設の老朽化で居住施設として運用できなかつたり、介護スタッフが確保できないことなどであり、8年間こちらの医療棟が空床状況で稼働していないという現状となっている。

○副会長 ただいまの説明について、ご質問等はいかがか。その定員が10名空くというイメージになるが。

○H委員 補足させていただく。経緯のところでダブるかもしれないが、医療棟の3階には19床の入院ベッドがあったが、ドクターの確保が難しく、入院ベッドをやめて、認知症のグループホームのモデル事業になるように10床作り、自主契約みたいな形で運営していた。平成8年に特養の定員を140から150に増やし、外壁や屋上の防水は大規模修繕で改修はしてきたが、開設から37年ほど経ち給排水が悲鳴を上げた。その工事に併せて、4人部屋と2人部屋という状況になり、従来型なので低所得の方も入れて地域のセーフティネットになり得るということだったが、法人の強い考えで、低所得の方でもアメニティが悪くていいということではないということで、2人部屋に改修したいとなった。当時は特養が足りないと言われており、定員減は難しかったから、至誠ホームアウリンコの施設整備の計画と一体的にすることで定員を下げ、この時点

で定員を96名にした。2017年に開設したアウリンコへ54名を移動。アウリンコは129名の定員なので、プラス75床ぐらい多くなっている。その2年後にはオンニも開設し、特養の定員としてはプラス48床になっているので、全体としては大きく定員を減らすということにはなっていない。もう設備面からも人員面からも運営ができないので、東京都や保健所と相談し、診療所の職員の休憩所という形になると思っている。

○副会長 立川市のほうから何か補足等あるか。

○事業者係長 至誠のほうで東京都にも相談はしていて、立川市からそういった原因に関する意見書をいただければ了解が得られるという状態にはなっている。今回の運営推進協議会でご報告させていただき、承認を得られた後で検証を希求していくという流れになる。

○副会長 10床分、今まで稼働はしていなかったもので結局は同じだけれど、例えばほかの特養が2床増やしたいとかなった場合は、増やすことができるというイメージでよろしいか。

○介護保険課長 全体のバランスということなら、最終的には東京都の判断になろうかと思うが、もちろんほかのところの増床を阻むものではないと認識している。

○副会長 それでは続いて、報告の（５）の地域密着型サービス事業所等の開設・廃止について、事務局から説明をお願いしたい。

【５．報告事項(5) 地域密着型サービス事業所等の開設・廃止について】

○事業者係長 資料9をご覧ください。

地域密着型サービス事業所及び共同生活介護支援事業所の開設・廃止についての内容となる。令和6年度の第4回介護保険運営協議会の開催以降、開設、廃止ともに無しである。

○副会長 それでは、報告の（６）令和7年度のスケジュールについて事務局から説明をお願いしたい。

【５．報告事項(6) 令和7年度のスケジュールについて】

○介護給付係長 それでは、資料10をご覧ください。

今年度の会議の開催スケジュールであり、介護保険運営協議会は、4回の開催予定で表のとおりになる。次回は、8月29日の午後2時から101会議室で開催。おおむね会議の1か月前に開催通知をお送りし、1週間前頃、会議の資料を送付する予定である。

また、現在未定になっている第2回地域密着型サービス調査検討会について、先ほどの資料6で説明させていただいたが、公募のところで応募があれば第2回を開催する予定となっている。

○副会長 ただいまの説明についてご質問等いかがか。

それでは続いて、その他、事務局からの事務連絡をよろしくお願いします。

【6. その他 事務局からの連絡等】

○介護給付係長 まず1点目、「介護保険のお知らせ」というものを毎年4月25日号の広報の別刷りで配付していたが、広報の紙面の見直しとリニューアルに伴い、今年度から配付を取りやめている。全庁的に別刷りは出さないという形になったというのが理由である。今後、介護保険関連の周知が必要な情報については、毎月10日と25日に出している広報に掲載する。

2点目は令和7年の予算関連の件。前々回のこの会議で、ケアマネの法定の更新研修の費用の助成について、令和7年度に予算要求をするとお伝えしたが、財務担当の査定の中で今回は見送られたという状況になった。

○副会長 ただいまの連絡についてご質問等があればお願いしたい。

○D委員 今の介護支援専門員の法定研修の受講料のお話だが、東京都は昨年度から4分の3を出すという形でやっていた。余りの4分の1に関しての話が進められていたが、お財布が厳しかったという認識でよろしいか。

○介護給付係長 基本的にはその通り。東京都が4分の3は出していて、4分の1を補助したいと要求したが認められなかった。また、東京都の4分の3は、基本的に事業者が担当のケアマネに補助した上での補助という形がスキームだが、それができない事業所もあるだろうということで、全額補助も一応要求の中に入れていた。

○D委員 東京都が4分の3を補助すると言ったときに、たしか、4分の1を市が持つことはできないという話になり、武蔵野市は全額出すとなったと思う。今回その予算が通った場合は、4分の1の立川市の出費と、それとは別個で100%の出費と2本立てということではよろしいか。

○介護給付係長 そうである。予算の要求の内容としては、東京都の補助をできれば受けていただき、受けられている方には4分の1の市の補助、それ以外は全額という想定で上げていた。

○副会長 今年の更新研修の受講の数を見ると、去年より多いらしい。やはり東京都が助成をしてくれて少し盛り返してきたという話を聞いているので、4分の1でも来年度また予算要求していただき、ケアマネジャーが更新しやすい環境を整えていただければと思う。

では、これをもって令和7年度の第1回介護保険運営協議会を終了する。

午後4時00分 閉会